

訪問看護ステーションおおづ（介護保険）重要事項説明書

あなたに対する訪問看護の提供開始にあたり、厚生労働省令第37号の第8条に基づいて事業所があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

1. 事業者概要

事業者名称	医療法人社団坂梨会
所在地	熊本県阿蘇市内牧1153番地の1
代表者名	坂梨嘉壽恵
電話番号	0967-32-0881

2. 事業所概要

事業所名称	訪問看護ステーションおおづ
指定番号	熊本県指定 第 4362690192号
所在地	〒869-11235 熊本県菊池郡大津町室261番地10
電話番号	電話 096-294-2838 FAX 096-340-3955

3. 事業所の目的と運営方針

事業の目的

居宅において、主治医が訪問看護の必要性を認めた利用者に対して、適切な訪問看護を提供する事を目的とする。

運営の方針

- (1) 訪問看護ステーションおおづ（以下、本事業所という）の看護師その他の従業者は利用者の特性を踏まえて、可能な限りその居宅において、要介護状態の軽減又は、悪化防止に資する様に、療養上の目的を設定して支援する。
- (2) 事業の実施にあたっては、居宅介護支援事業所、関係区市町村、地域の保険、医療福祉機関との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- (3) 本事業所は、必要な時に必要な訪問看護の提供が行える様、事業実施体制の整備に務める。

4. 本事業所の職員体制（2024年4月1日現在）

職種	常勤	非常勤
管理者（看護師）	1名（専任）	
看護師	2名（専任）	
准看護師	1名（専任）	
リハビリ職員	1名（兼務）	
事務職員		

5. 営業時間

営業日	月曜日～土曜日（12月31日～1月3日、祝日を除く）
営業時間	8時30分～17時30分まで

（注）上記以外は相談に応じます

6. 事業の実施地域

大津町・菊陽町・西原村・南阿蘇村・合志市・菊池市 熊本市（要相談）・高森町（要相談）

（注）上記以外の訪問看護では交通費は実費の扱いとなります。

7. 利用料

- 1) 利用料として介護保険法第41条に規定する居宅介護サービス費の支給対象となる費用にかかる額の支払いを利用者から受けるものとします。
- 2) 利用者は訪問看護ステーションおおづ料金表（別紙）に定めた訪問看護サービスに対する所定の利用料及び、サービスを提供する上で別途必要になった費用を支払うものとします。
- 3) 利用料金の支払方法

毎月、15日以降に前月分の請求書をお渡し致します。

①口座振替払い込みの場合

利用料は1ヶ月単位とし、当月分の請求書を翌月15日以降に御持参又は送付させていただきます。（手続き完了に1ヶ月程かかる場合がございます）

②現金支払いの場合

利用料は1ヶ月単位とし、当月分の請求書を翌月15日以降に御持参又は送付させていただきます。訪問時に集金し、領収書を発行致します。

*キャンセル料

訪問看護の利用中止については、前日までにご連絡をいただければ、予定されたサービスを変更または中止する事が出来ます。

ご連絡をいただく時間	キャンセル料
前日までにご連絡をいただいた場合	不要です。
当日にご連絡をいただいた場合	1 提供あたり料金の 50 % を請求致します。
訪問までにご連絡が無かった場合	1 提供あたり料金の 100 % を請求致します。

*ただし、ご利用者の病状の急変など、緊急でやむを得ない事情がある場合は不要です。

8. 緊急時等の対応の方法

訪問看護の提供にあたり、事故、体調の急変等が生じた場合は、事前の打ち合わせに基づきご家族、主治医、緊急機関、居宅介護支援事業者等に連絡します。

* ご利用者ご家族緊急連絡先

氏名	続柄	連絡先（電話）
①	()	
②	()	
主治医氏名		連絡先（電話）

9. 秘密の保持

本事業所の職員は、当事業所を行う上で知り得たご利用者及びそのご家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

10. 高齢者虐待防止

本事業所は、利用者様等の人権の擁護、虐待の防止等の為に、次に掲げるとおり、必要な措置を講じます。

- ①研修を通じて、従業員の人権意識の向上や知識技術の向上に努めます。
- ②居宅サービス計画の作成などの適切な支援の実施に努めます。
- ③従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者がご利用者等の権利擁護に取り組める環境整備に努めます。

11. 感染拡大防止

感染症発生時の対応、新型コロナウイルス感染症の対応等、事前に体制を整備し、次の様に必要な措置を講じます。

- ①研修を通じて、従業員の感染症の知識取得、技術の向上に努めます。
- ②居宅サービス計画書の作成など適切な支援の実施に努めます。

③利用者及び従業員の健康管理の重要性を自覚し、早期発見・早期対応に努めます。

1 2. ハラスメント対策について

サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。(身体的・精神的な暴言、暴力や性的嫌がらせ、誹謗中傷、長時間に及ぶ拘束、背信行為の著しい迷惑行為等)

1 3. 苦情申し立て窓口

当事業所の訪問看護に関するご相談、苦情及びサービス計画に基づいて提供しているサービスについてのご相談、苦情を承ります。

当事業所相談窓口	窓口責任者 ご利用時間 ご利用方法 ご利用場所	担当 安永明美 8時30分～17時30分 電話 096-294-2838 面接 (当事業所面談室)
熊本県国民健康保険団体連合会	住所・電話	熊本県熊本市健軍1丁目18番7号 電話 096-214-1101

年 月 日

指定訪問看護の開始にあたり、ご利用者に対して重要事項説明書に基づいて、重要事項を説明いたしました。

指定居宅サービス事業所

所在地 〒869-1235 熊本県菊池郡大津町室261番地10

訪問看護ステーションおおづ

理事長 坂梨嘉壽恵



(説明者) 氏名

(管理者) 氏名 安永明美

わたしは本書面により、本事業所から訪問看護の利用に際し、重要事項の説明を受けました。

利用者 氏名

住所

家族(代理人) 氏名

(続柄)

住所